

## 専門学校日本医科学大学校学校評価委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、専門学校日本医科学大学校（以下「本校」という。）の教育水準の向上を図り、かつ、本校の理念及び教育目標を達成するため、本校の教育活動等の状況について行う自己評価の実施に関し必要な事項を定める。

### (委員会の設置)

第2条 本校の自己評価を実施するため、学校長直属の諮問機関として、日本医科学大学校学校評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の任務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 本校の自己評価の基本方針及び実施に関わること。
  - (2) 本校の自己評価の事項及び項目に関わること。
  - (3) 本校の自己評価の報告書の作成及び公表に関わること。
- 2 前項の自己評価を行うに当たり、学生、保護者及びその他の第三者に協力を求めることができる。

### (委員会の組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本校教職員のうち学校長が指名した者
- (2) その他校長が必要と認めた者 若干名

### (委員会の委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条に定める委員のうちから、学校長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 4 副委員長は、前条に定める委員のうちから、委員長が2名指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

### (任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

### (委員会の議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することはできない。

- 2 委員会の議事は、委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

### (自己評価の実施)

第8条 自己評価は、毎年実施する。

(結果の答申)

第9条 委員会は、自己評価の結果をとりまとめ、学校長に答申するものとする。

(点検・評価の対応)

第10条 学校長は、自己評価の結果に基づき、改善等が必要であると判断したときは、学校運営会議に報告するとともに、適切な措置をとるものとする。

(結果の公表)

第11条 委員会は、校長の指示に基づき、報告書を公表するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、自己評価に関し必要な事項は、学校長が定める。

附則 この規程は、平成25年12月1日から施行する。